災害応急対策活動等（土木工事）に関する基本協定　募集要領

「災害応急対策活動等（土木工事）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される者は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

令和８年１月 16 日

中国地方整備局
倉吉河川国道事務所長　高橋　渉

基 本 協 定 締 結 説 明 書

１．協定概要

（１）協 定 名　災害応急対策活動等（土木工事）に関する基本協定

（２）活動場所　倉吉河川国道事務所において管理する、①河川（天神川水系）、②砂防（天神川水系）、③一般国道９号（湯梨浜町内～琴浦町内）・山陰道（青谷 IC～はわい IC／大栄東伯 IC～赤碕中山 IC）、④一般国道９号（大山町内～米子市内）・山陰道（赤碕中山 IC～米子西 IC）における災害応急対策活動等への協力を原則とする。

（３）活動内容　倉吉河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するもの。

（４）協定期間　令和８年４月１日　～　令和 10 年３月 31 日

（５）出動要請　基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（１）　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　平成 22 年度以降において、倉吉河川国道事務所が発注した工事又は鳥取県中部地方生活圏（倉吉市・東伯郡）又は西部地方生活圏（米子市・境港市・西伯郡・日野郡）における鳥取県が発注した工事で、完成、引渡しした工事の施工実績があること。なお、当該実績が倉吉河川国道事務所の発注した工事に係るものにあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

（６）　本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士

・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

・建設業法第７条第二イ、ロ又はハ

（７）　基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）　鳥取県内における建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が、鳥取県中部地方生活圏又は西部地方生活圏にあり、かつ下記の要件を満たすこと。

①　１．（２）の①、②、③を希望する方。

倉吉市、東伯郡の市町村内に本店、支店又は営業所があること。なお、担当区域の中で希望する順位を記載すること。

② １．（２）の④を希望する方。

米子市、境港市、西伯郡、日野郡の市町村内に本店、支店又は営業所があること。

（９）令和８年度に倉吉河川国道事務所が発注した維持工事又は保守工事を請け負った者及び請負予定者については、当該維持工事又は保守工事区域以外を本協定の活動場所、活動区域とする。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている者と行います。なお、協定は基本的に複数の区域を重複して締結することはできません。

（２）応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。

（３）提出された資料の内容等について、ヒアリングを実施する場合があります。

（４）希望者の担当区域が偏った場合、第１希望ではない担当区域となることがあります。

（５）非常時には担当区域外の要請を行う場合があります。

４．担当部局

〒682－0018　鳥取県倉吉市福庭町１丁目 18

国土交通省中国地方整備局　倉吉河川国道事務所　河川管理課

TEL 0858-26-6237　　内線 409

FAX 0858-26-8200

５．募集要領の配布

募集要領は、以下のとおり配布します。

① 配布期間：令和８年１月 16 日（金）から令和８年２月２日（月）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

② 配布場所：４．に同じ

なお、倉吉河川国道事務所ホームページで入手可能。

６．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

ア）申請書に申請者印を押印するか、または押印を省略する場合は次のとおり附記が必要となります。代理人による申請の場合は、代理人として支社等の併記をお願いします。

イ）押印を省略する場合は、申請者印を押印しない代わりに該当書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（連絡先は２つ以上）

（以下、「連絡先等」という。）を記載してください。

※ 確認のため、記載の連絡先に担当者から連絡をさせて頂く場合があります。

②過去の施工実績【別記様式２】

※CORINS に登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式３】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。
なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械【別記様式４】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の住所と緊急時に準備できる重機(除雪機械内書き)、及びそのオペレーター、主な保有資材、作業員数を記入し提出願います。
なお、重機については、例に書いてある程度の記入で結構です。

⑤担当区域希望調査票【別紙－１】

※１．（２）①、②、③については、希望順位を第３希望まで記入することが可能ですので、記載願います。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 2 月 2 日（月）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。

②受領期間：令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 1 月 23 日（金）までの休日を除く毎日､9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期　　間：質問を受理してから適宜に、令和 8 年 1 月 28 日（水）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

②場　　所：倉吉河川国道事務所　１階掲示板

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に

提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

⑤契約締結及び費用の支払いについて

基本協定締結後において、出動を要請した場合は、速やかに契約締結するものとし、出動及び復旧支援活動等に要した費用は、締結した契約に基づきその費用を支払うものとします。

⑥協定書の発行

協定書の発行にあたっては、本書を２通作成し各々の記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和○○年○○月○○日

国土交通省
中国地方整備局
倉吉河川国道事務所長　高橋　渉　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和８年１月 16 日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（土木工事）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書６．(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
２　基本協定締結説明書６．(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
３　基本協定締結説明書６．(1)④に定める会社及び資機材置き場の所在地及び重機、人員の数
４　基本協定締結説明書６．(1)⑤別紙－１『担当区域希望調査票』

問い合わせ先

担当者　：　倉吉　太郎

部　署　：　○○本店　○○部　○○課

電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○）
ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○

※以下は、押印を省略する場合のみ記載してください。
（連絡先は２つ以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）:
担当者（会社名・部署名・氏名）:
連絡先１：○○○－○○○
連絡先２：○○○－○○○

注１）代表者印の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を（連絡先は２つ以上）を明記してください。

（別記様式２）　　（用紙Ａ４）

過 去 の 施 工 実 績

［記入例］　　会社名：

工事名等	工　事　名	
	発注機関名	
	受注者名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	最終請負金額	
	工　期	平成・令和　　年　　月　～　平成・令和　　年　　月 ※該当する元号を○で囲む
	受注形態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事内容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注）・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。
・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はＡ３以下に縮小のこと。
・CORINS に登録を義務付けている発注機関の工事（500 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事は除く。）の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。
・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式３）

技　術　者　の　資　格

［記入例］　　会社名：

<table>
<tr><td colspan="2">技術者の 氏名（フリガナ）</td><td>技術者　○○　○○　○○　○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日（和暦）</td><td>昭和・平成 ○○年○○月○○日</td></tr>
<tr><td colspan="2">最終学歴</td><td>○○大学　○○科　○○年卒業</td></tr>
<tr><td colspan="2">法令等による資格・免許</td><td>１級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貴社に在籍される技術者数</td><td>一級若しくは二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
</table>

・生年月日の欄については該当する元号を○で囲む

・貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは２．（６）②に示す資格のことです。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式４）

資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械

［記入例］　　会社名：

本店の住所	○○市○○町○番地
基地となる本・支店等の住所	○○市○○町○番地
資機材置き場の所在地	置き場１　○○市○○町○番地 置き場２　○○市○○町○番地
重機の台数 （除雪機械については、内書き記載願います。） ※準備できない時期がある場合は、その時期を明記してください。	シャベル　○台、バックホウ　○台 ブルドーザ　○台、グレーダー　○台 クレーン　○台、ローラー　○台 トレーラ　○台、トラック　○台 等々 （うち除雪機械） グレーダー　○台 トラック　○台 ドーザ　○台　等々
重機のオペレーター数	○○人
主な保有資材数	バリケード　○基 鋼矢板　○枚 大型土のう　○袋 等々
作業員数	○○人

※本店等及び資機材置き場の住所については、番地まで記載してください。
※重機の規格、種類の細別は必要ないので、すべて合わせて計上してください。
※リース機械については、年間を通じて確保可能なものは計上してください。
※作業員は、準備できる普通作業員以上すべて含めて計上してください。

別紙－１　『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。

区　　域　　名	希望される順位
①河川	第２希望　※記載例
②砂防	第１希望　※記載例
③一般国道９号（湯梨浜町内～琴浦町内） 山陰道（青谷 IC～はわい IC） 山陰道（大栄東伯 IC～赤碕中山 IC）	第３希望　※記載例
④一般国道９号（大山町内～米子市内） 山陰道（赤碕中山 IC～米子西 IC）	

※第３希望まで記入可能

※区域の詳細

①河川

天神川、三徳川、小鴨川、国府川

②砂防

滝川、矢送川、清水谷川、小鴨川、長谷川、福原谷川、小泉谷川、泉谷川
西鴨谷川、天神川、福本川、三徳川

③一般国道９号　湯梨浜町内～琴浦町内

山陰道　青谷 IC～はわい IC

山陰道　大栄東伯 IC～赤碕中山 IC

④一般国道９号　大山町内～米子市内　間

山陰道：赤碕中山 IC～米子西 IC

※担当区域について、決定後、更に担当区域を細分化して協定を締結することがあります。また、新たな道路供用等により担当区域を追加する場合があります。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

会社の施工実績関係

□ 過去の施工実績（別記様式２）　→必須提出

□ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合及びＣＯＲＩＮＳで確認できない場合等は必須提出

□ 工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が倉吉河川国道事務所発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

□ 技術者の資格（別記様式３）　→必須提出

□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料

→（監理技術者証資格者の写し、日本年金機構や保険組合等が発行する「標準報酬決定通知書」の写し、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）　→必須提出

なお、「直接的な雇用関係」が確認できる資料を添付する際、記号・番号・報酬月額・保険者番号等については、マスキング処理を施したうえで提出してください。

□ 技術者の資格を証明する書面の写し　→必須提出

技術資料

□ 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械（別記様式４）　→必須提出

□ 別紙－１　『担当区域希望調査票』　→必須提出

□ その他参考資料　→必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

災害応急対策活動等（土木工事）に関する基本協定（案）

（目的）

第１条　この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長　高橋　渉（以下、「甲」という。）が管理する一級河川天神川水系、天神川水系砂防及び一般国道９号において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社　○○建設　代表取締役社長　○○　○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第２条　甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、別紙に定める区域（以下、「実施区域」という。）とする。

ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

また、実施区域が道路である場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第７６条の６（以下「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下「車両移動等の措置という。）も実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第４条　乙は、活動に提供できる建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

２．前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

３．甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第５条　甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第６条　甲は、乙に対し、第２条の実施区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第１報は電話で可）により要請するものとする。

２．乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとす

る。

3．甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。

（活動の実施）

第７条　乙は、前条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。

2．活動の直接の指示は、倉吉河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3．甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

4．災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

5．災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）

第８条　本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（説明会）

第９条　乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作等の説明会に甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

（契約の締結）

第 10 条　甲は、乙に第６条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持工事請負業者との協力）

第 11 条　乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者又は保守工事業者（以下、「維持工事業者等」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2．甲は、本活動の実施区域を担当する維持工事業者等の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

（活動の完了）

第 12 条　乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第 13 条　乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第 10 条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第 14 条　甲は、前の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第 10 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 15 条　活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

２．本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

３．本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（協定期間）

第 16 条　本協定の有効期限は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（その他）

第 17 条　この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各１通保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　国土交通省　中国地方整備局
倉吉河川国道事務所長　高橋　渉

乙